

日行連発第122号  
令和3年4月28日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更  
(令和3年4月16日)に伴う工事及び業務の対応等について(周知)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更(令和3年4月9日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年4月28日付・日行連発第121号)についてお知らせしたところですが、今般、国土交通省より令和3年4月16日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)について、1都2府3県から1都2府7県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたことを踏まえ、まん延防止等重点措置区域の変更に伴う対応について、地方公共団体及び建設業団体等あてに送付したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力についての周知もありましたので、あわせてお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各单位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

**【別添】**

- ・新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更(令和3年4月16日)に伴う工事及び業務の対応について(令和3年4月20日・国土交通省)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について(令和3年4月19日・国土交通省)

事務連絡  
令和3年4月20日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域  
の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたことを踏まえ、まん延防止等重点措置区域の変更に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。

## 別添1

事務連絡  
令和3年4月20日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月12日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しく願います。

また、新型コロナウイルス感染症に係る重点措置区域の拡大を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり事務連絡が送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

事務連絡  
令和3年4月20日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を  
実施すべき区域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月16日に政府対策本部長職務代理より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）が宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示が行われ、同4月20日から拡大された重点措置区域においては、都道府県知事が指定する措置区域においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。まん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官総第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港総第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空

技第2号、国空交企第2号、国北予第1号)において通知したところであるが、これまでの1都2府3県に加え、拡大された重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域の工事及び業務の対応についても、同通知に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域が変更された際には、当該地域においても同様に措置されたい。

事務連絡  
令和3年4月20日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域  
の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところであります。

このたび、令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月12日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切にご対応を宜しく申し上げます。

なお、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事 務 連 絡  
令和3年4月19日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに送付するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、別添1のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について依頼がありました。

つきましては、本件モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、受注者からモニタリング検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力いただくよう宜しくお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力依頼（別添1）について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり日本建設業連合会あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

国土交通省大臣官房技術調査課 御中

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 御中

### 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

#### 新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の 実施に係る協力について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に関する取組みにつきまして、御理解・御協力をいただき深く感謝申し上げます。

先般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置が終了したところですが、同措置の終了後も、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくことが必要です。また、現在、まん延防止等重点措置を実施している地域があることにも留意する必要があります。この点について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和3年4月16日変更）においては、「サーベイランス・情報収集」として、「政府は、緊急事態措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する」とされているところです。

この趣旨を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室においては、繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学、空港、駅等において感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査を実施することとしております。

このため、建設現場、特に共同生活を伴う寮等を設置している建設現場において、積極的にモニタリング検査に登録を行い、検査を実施して頂くよう、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から日本建設業連合会に対して協力をお願いしているところです。

つきましては、建設現場等において発注者の理解のもとに請負業者がモニタリング検査を円滑に実施できるよう、貴職においては、モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、建設業者から発注者に検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力いただけるよう発注者への周知についてご協力をお願いいたします。

○感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施（4/12 18:00 時点）【別添①】

○新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査）モニター募集中【別添②】

○感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査登録フォーム

<https://corona.go.jp/monitoring/form-group/>



## 感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施 4/12 18:00 時点

### 【目的】

- 緊急事態宣言が解除された地域等において、無症状者に焦点を当てたPCR検査等（モニタリング検査）を実施
- SNS等のデータや行政検査・民間検査機関のデータも活用し、予兆や感染源を早期探知、感染再拡大を防止
- 専門家や自治体等の意見も踏まえ、気になる変化等が見られた場合には、例えば関係者への聞き取り調査や、業種やエリアを特定したより重点的な検査などの対応を講じる。まん延防止等重点措置も機動的に実施。

### 【実施場所】

- 有識者の意見を踏まえ、繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学、空港、駅等比較的感染リスクの高い場所を中心に実施（スポットで唾液PCR容器等を交付する方式・団体検査方式）
- 地域の実情を把握している自治体からの提案を踏まえ、実施場所を決定

### 【対象地域】

- 栃木県は2月22日から、岐阜県は3月4日から、大阪府、京都府、兵庫県は3月5日から、愛知県、福岡県は3月6日から、それぞれ検査を開始
- 首都圏についても、神奈川県は3月18日から、千葉県は3月19日から、東京都、埼玉県は3月20日から、それぞれ検査を開始
- 北海道は4月1日、沖縄県は4月2日から、それぞれ検査を開始、
- 宮城県については開始に向けて調整中

### 【規模】

- 段階的に検査数を拡大、まずは1日1万件規模を目指す
- 【検査結果及び分析結果】
- 検査結果や分析に関しては、随時、内閣官房ウェブサイトに公開し、活用を図る

# 新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査 (PCR検査) モニター募集中

別添②

内閣官房

Cabinet Office

モニタリング検査の流れ



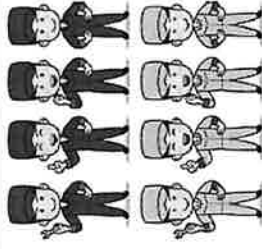
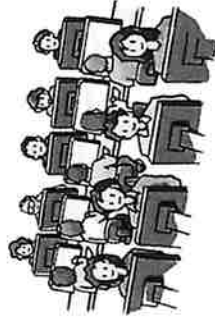
特に密になりやすい  
作業現場、工場、  
従業員寮をお持ちの  
事業所の方はぜひ  
ご登録ください！

①  
検査は無料です

②  
唾液を採るだけ  
苦痛はありません

③  
職場で検査できます

④  
感染者の早期発見に  
なります



定期的な検査で感染の再拡大を防止！

↓↓↓モニターのご登録はこちらからぜひ宜しくお願いします↓↓↓  
[corona.go.jp/monitoring/form-group/](https://corona.go.jp/monitoring/form-group/)

または、「モニタリング検査 事業所登録」で検索

※当面は随時募集いたします

<お問い合わせ先>

株式会社三菱総合研究所

メール：[proactive\\_test@ml.mri.co.jp](mailto:proactive_test@ml.mri.co.jp)

## 別添2

事務連絡  
令和3年4月19日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

### 国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

### 新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の 実施に係る協力について

先般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和3年4月16日変更）において、「緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等」として「政府及び都道府県は、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析の実施を検討し、感染の再拡大を防ぐこと」とされていることを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学、空港、駅等において感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査を実施することとしている。

このたび、別添1のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力に

ついて依頼があった。

ついては、本件モニタリング検査の意義及び重要性に鑑み、受注者からモニタリング検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力依頼（別添1）について、別添2のとおり主な民間発注者団体の長あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり日本建設業連合会あてに送付しているため、参考まで送付する。

事務連絡  
令和3年4月19日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の  
実施に係る協力について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた  
工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点  
措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応につい  
て」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたとこ  
ろです。

このたび、別添1のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より新  
型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協  
力について依頼がありました。

つきましては、本件モニタリング検査の意義及び重要性に鑑み、受注者からモニタ  
リング検査に係る相談等があった場合には、積極的にご協力いただくよう宜しくお願  
いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施  
に係る協力依頼について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あてに、  
別添3のとおり日本建設業連合会あてに送付しておりますので、参考まで送付いたし  
ます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、  
周知を宜しくお願ひします。

## 別添4

事務連絡  
令和3年4月19日

日本建設業連合会 会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から日本建設業連合会に対し、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について依頼がなされているところであり、モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、建設現場、特に共同生活を伴う寮等を設置している建設現場において、積極的にモニタリング検査に登録を行い、検査を実施して頂くよう、宜しく申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力依頼（別添1）について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。